



出産後のおかあさんを応援します！

鎌ヶ谷市産後ケア事業



あかちゃんが生まれると、お母さまやご家族の生活はめまぐるしく変化します。産後の体調や、あかちゃんの授乳にお世話と疲れや不安を感じる方も少なくありません。

「産後の体調がすぐれない。」

「夫や実家のサポートがあまり受けられない。」

「授乳や子育てが不安で…」といった方に、

出産後安心して子育てできるよう、授乳指導や育児相談、お母さま自身が休養をとれるようなサポートが、産後ケア契約施設に宿泊して受けられます。

産後の生活や育児にご心配がある方は、ぜひご相談ください。

対象となる方…下記に当てはまるお母さまとお子さまが対象です。

①鎌ヶ谷市民で、産後4か月未満の産婦と乳児

②ご家族から産後の援助を受けられない方

③育児不安が強く、支援が必要な方

(感染症や医療的ケアが必要な方はご利用いただけません)

受けられるサービス内容…施設利用中は母子の体調に合わせて、下記のケアを受けることができます。

◆お母さまのケア (母体の休息、健康状態のチェック、心身のケア)

◆お子さまのケア (あかちゃん健康状態、体重、栄養チェック)

◆育児相談、授乳指導、沐浴指導など

	利用期間	食事	利用者負担 ※1,2は下記参照
宿泊のご利用	7日以内 (12/29~1/3は除く)	1日3食	1泊2日：6,000円 (以降1日追加につき3,000円) 多胎児の場合、1人につき 1日400円加算

ご利用料金・ご利用期間

※1 住民税非課税世帯は、1泊2日3,000円(1日追加につき1,500円)、生活保護受給世帯は無料。

※2 実施施設で行うオプションサービスについては、別途負担となります。

ご利用の流れ

1 健康増進課母子保健係に相談

利用を希望される方は、まず母子保健係にご相談ください。

2 事前訪問調査

担当保健師が家庭訪問をさせていただきます。
利用希望理由、ご家庭の状況、お母さま自身の体調やご不安等の聞き取りをさせていただきます。
「鎌ヶ谷市宿泊型産後ケア事業利用申請書」を提出していただきます。

3 申請書の提出

4 審査

利用申請書に基づき審査した結果、「利用承認(不承認)通知書」を発行します。
※契約施設の予約状況等により、利用期間等がご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

5 利用承認通知書の発行

6 利用

契約施設へのご予約はご自身でお取りいただきます。
ご利用の際には、必ず「利用承認通知書」を契約施設にご提示ください。
なお、利用料金の自己負担金は利用終了後に契約施設に直接お支払いください。
※キャンセルの場合は必ずご自身で契約施設及び市にご連絡をお願い致します。

7 事後訪問

ご利用後のご様子、お困りのことがないか、担当保健師がご連絡させていただきます。

※申請書は健康増進課窓口にあります。

お問い合わせ

鎌ヶ谷市役所 健康増進課 母子保健係

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1

【TEL】047-445-1393 【FAX】047-445-8261

